

## (介護予防) 訪問リハビリテーション利用約款

### (約款の目的)

第1条 介護老人保健施設宇都宮シルバーホーム（以下「当施設」という。）は、要支援または要介護状態と認定された利用者（以下単に「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、利用者が可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように、（介護予防）訪問リハビリテーションを提供し、一方、利用者または利用者代理人（以下「代理人」という。）は、当施設に対し、そのサービスに対する料金を支払うことについて取り決めることを、この約款の目的とします。

### (適用期間)

第2条 本約款は、利用者が（介護予防）訪問リハビリテーション利用同意書を当施設に提出したときから効力を有します。ただし、代理人に変更があった場合は、新たに同意を得ることとします。

- 2 利用者は、前項に定める事項の変更が行なわれないう限り、初回利用時の同意書提出をもって、繰り返し当施設の（介護予防）訪問リハビリテーションを利用することができるものとします。

### (利用者からの解除)

第3条 利用者および代理人は、当施設に対し、利用中止の意思表示をすることにより、利用者の居宅サービス計画にかかわらず、本約款に基づく（介護予防）訪問リハビリテーション利用を解除・終了することができます。なお、この場合利用者および代理人は、速やかに当施設および利用者の居宅サービス計画作成者に連絡するものとします。ただし、利用者が正当な理由なく、（介護予防）訪問リハビリテーション実施時間中に利用中止を申し出た場合については、原則、基本料金およびその他ご利用いただいた費用を当施設にお支払いいただきます。

### (当施設からの解除)

第4条 当施設は、利用者および代理人に対し、次に掲げる場合には、本約款に基づく（介護予防）訪問リハビリテーションサービスの利用を解除・終了することができます。

- ① 利用者が要介護認定において自立と認定された場合
- ② 利用者の居宅サービス計画で定められた利用時間数を超える場合
- ③ 利用者および代理人が、本約款に定める利用料金を1か月以上滞納しその支払いを督促したにもかかわらず30日間以内に支払われない場合
- ④ 利用者の病状、心身状態等が著しく悪化し、適切な（介護予防）訪問リハビリテーションサービスの提供を超えると判断された場合
- ⑤ 利用者または代理人が、当施設、当施設の職員等に対して、利用継続が困難となる程度の背信行為または反社会的行為を行った場合
- ⑥ 天災、災害、施設・設備の故障、その他やむを得ない理由により利用させることができない場合

### (利用料金)

第5条 利用者および代理人は、連帯して、当施設に対し、本約款に基づく（介護予防）訪問リハビリテーションサービスの対価として、重要事項説明書の利用単位ごとの料金をもとに計算された月ごとの合計額および利用者が個別に利用したサービスの提供に伴い必要となる額の合計額を支払う義務があります。ただし、当施設は、利用者の経済状態等に変動があった場合、上記利用料金を変更することがあ

ります。

- 2 当施設は、利用者および代理人に対し、前月料金の合計額の請求書および明細書を、毎月16日頃に郵送します。利用者および代理人は、連帯して、当施設に対し、当該合計額をその月の末日までに支払うものとします。なお、支払いの方法は銀行口座引落としもしくは銀行振込とします。
- 3 当施設は、利用者または代理人から、1項に定める利用料金の支払いを受けたときは、利用者または代理人に対して、領収書を発行します。

(記録)

- 第6条 当施設は、利用者の(介護予防)訪問リハビリテーションサービスの提供に関する記録を作成し、その記録を利用終了後5年間は保管します。
- 2 当施設は、利用者が前項の記録の閲覧、謄写を求めた場合には、原則として、これに応じます。ただし、代理人その他の者に対しては、利用者の承諾その他必要と認められる場合に限り、これに応じます。

(秘密の保持)

- 第7条 当施設とその職員は、業務上知り得た利用者または代理人もしくはその家族等に関する秘密を、正当な理由なく第三者に漏らしません。ただし、情報提供については、別紙個人情報のお取り扱いに基づいて、利用者および代理人から、予め同意を得た上で行うこととします。
- 2 前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の取り扱いとします。

(緊急時の対応)

- 第8条 当施設は、利用者に対し、当施設の医師の医学的判断により受診が必要と認める場合、協力医療機関または協力歯科医療機関での診療を依頼することがあります。
- 2 前項のほか、利用中に利用者の心身の状態が急変した場合、当施設は、利用者および代理人が指定する者に対し、緊急に連絡します。

(要望または苦情等の申し出)

- 第9条 利用者および代理人は、当施設の提供する(介護予防)訪問リハビリテーションに対しての要望または苦情等について、担当である支援相談員に申し出ることができ、または、行政機関等の相談窓口に申し出ることができます。

(賠償責任)

- 第10条 (介護予防)訪問リハビリテーションの提供に伴って、当施設の責に帰すべき事由によって、利用者が損害を被った場合、当施設は、利用者に対して損害を賠償するものとします。
- 2 利用者の責に帰すべき事由によって、当施設が損害を被った場合、利用者および代理人は、連帯して、当施設に対して、その損害を賠償するものとします。

(利用契約に定めのない事項)

- 第11条 この約款に定められていない事項は、介護保険法令その他諸法令に定めるところにより、利用者または代理人と当施設が誠意をもって協議して定めることとします。

**介護老人保健施設 宇都宮シルバーホーム (介護予防) 訪問リハビリテーション**  
**重要事項説明書**  
(令和6年6月1日現在)

1. 施設の概要

(1) 施設の名称等

- ・施設名 介護老人保健施設 宇都宮シルバーホーム
- ・開設年月日 平成3年5月16日
- ・指定年月日 令和6年2月 1日
- ・所在地 栃木県宇都宮市平出町4-1-3番地
- ・電話番号 028-660-8001
- ・ファックス番号 028-660-8005
- ・管理者名 施設長 萩原 佳代
- ・介護保険指定番号 介護老人保健施設 (0950180018号)

(2) 介護老人保健施設の目的と運営方針

介護老人保健施設は、看護、医学的管理の下での介護や機能訓練、その他必要な医療と日常生活上のお世話などの介護保健施設サービスを提供することで、利用者の能力に応じた日常生活を営むことができるようにし、1日でも早く家庭での生活に戻ることができるように支援すること、また、利用者が居宅での生活を1日でも長く継続できるよう、短期入所療養介護や通所リハビリテーション・訪問リハビリテーションといったサービスを提供し、在宅ケアを支援することを目的とした施設です。

この目的に沿って、当施設では、以下のような運営の方針を定めていますので、ご理解いただいた上でご利用ください。

[介護老人保健施設宇都宮シルバーホームの運営方針]

「法の基本理念に基づき、利用者を敬愛し、生きがいのある生活が営み得るよう処遇に万全を期するものとする。」

(3) 施設の職員体制

	定 数	備 考
・医 師 (管理者)	1名以上	
・理学療法士 ・作業療法士 ・言語聴覚士	1名以上	
・支援相談員	1名以上	
・事務職員	適当数	

2. 訪問リハビリテーションについての概要

(介護予防) 訪問リハビリテーションについては、要介護者の家庭等での生活を継続させるために立案された居宅介護サービス計画に基づいて、医師の指示のもと理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行い、利用者の心身の機能の維持回復を図るため提供されます。このサービスを提供するにあたっては、利用者に関わる医師および理学療法士、作業療法士その他専ら(介護予防)訪問リハビリテーションの提供にあたる従事者の協議によって、(介護予防)訪問リハビリテーション計画が作成されますが、その際、利用者・利用者代理人の希望を十分に取り

入れ、また、計画の内容については同意をいただくようになります。

### 3. 営業日および営業時間

営業日：月曜日から金曜日（土曜日・祝祭日は応相談）

但し、1月1日から1月3日までを除く

営業時間：午前9時から午後5時まで

### 4. 通常のサービス提供地域

宇都宮市（石井町、泉が丘、板戸町、今泉、今泉新町、今泉町、岩曾町、上野町、海道町、上大曾町、上桑島町、上籠谷町、刈沼町、川俣町、清原工業団地、清原台、桑島町、越戸、越戸町、鑑山町、下岡本町、下川俣町、下栗、下栗町、下平出町、宿郷、城東、竹下町、竹林町、問屋町、道場宿町、中今泉、中岡本町、中久保、錦、野高谷町、東今泉、東岡本町、東宿郷、東町、東峰町、東築瀬、氷室町、平出工業団地、平出町、平松町、平松本町、満美穴町、峰、峰町、宮みらい、御幸ヶ原町、御幸町、御幸本町、元今泉、柳田町、山本、ゆいの杜、陽東）

\*詳細については、個別対応とします。

\*上記地域以外の地域についてサービスを提供する場合は、別紙の料金を利用者が負担するものとします。

### 5. サービス内容

- ① 健康状態の確認
- ② 心身機能の訓練
- ③ 訪問リハビリテーション計画の立案
- ④ 心身機能への援助
- ⑤ 基本動作・ADL・IADL・その他の活動の訓練
- ⑥ 環境整備
- ⑦ 自主トレーニングの立案・練習
- ⑧ ご家族への介助方法等のアドバイス
- ⑨ 福祉用具活用のアドバイス
- ⑩ 主治医・ケアマネジャー・看護師・介護士等との連携

\*これらのサービスの中には、利用者の方から基本料金とは別に利用料金をいただくものもありますので、具体的にご相談ください。

### 6. 利用料金（別紙料金表のとおり）

#### (1) 基本料金

利用者負担は、厚生労働大臣が定める介護報酬の単位数をもとに下記の計算方法により算出いたします。

**利用者負担**

＝総単位数×地域区分加算（10.33）－保険者負担（10割－利用者負担割合※1）

※1）利用者負担割合については、各市区町村より通知される介護負担割合をご確認ください。

- ① 介護保険によるサービスを提供した際の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準（介護報酬）により算定した額とし、当該事業が法定代理受領である場合は、その利用者負担割合の額を徴収するものとします。

(2) その他の料金

- ① 利用者の希望により通常の事業実施地域外にサービスを提供した場合は、交通費として費用を徴収します。  
通常の実施区域を超え1kmあたり 100円
- ② その他（利用者の選定する特別な費用等）は、別途ご請求いたします。

(3) 支払い方法

- ・毎月16日頃に、前月分の請求書を郵送します。
- ・お支払い方法は、銀行口座（ただし、栃木県内に本店のある金融機関に限る）よりの引落とし、もしくは銀行振込等となります。なお、銀行口座引落としの場合は、引落とし手数料は当施設負担としますが、振込によるお支払いの場合の振込手数料は契約者様負担となります。
- ・銀行口座よりの引落としは毎月22日に行われ、銀行振込の場合は毎月末日までにお振込ください。入金の確認が取れましたら、領収書を作成し、翌月の請求書と一緒に郵送します。なお、利用開始月については手続きの関係上、銀行振込をお願いする場合があります。

7. 緊急時における対応

サービス提供中に利用者の病状の急変その他、緊急事態が発生した場合には、速やかに必要な措置を講ずることとし、「同意書」にご記入いただいた連絡先に連絡します。

8. 要望および苦情等の相談

当施設には支援相談の専門員として支援相談員が勤務していますので、お気軽にご相談ください。（電話028-660-8001）

また、要望や苦情なども、支援相談担当者にお寄せいただければ、速やかに対応いたします。そのほか、行政機関の苦情窓口は下記の通りです。

<当施設の相談・苦情窓口>

宇都宮シルバーホーム 訪問リハビリテーション

担当：支援相談員 TEL 028-660-8001

FAX 028-660-8005

<行政機関その他苦情受付機関>

宇都宮市高齢福祉課 介護保険相談窓口

郵便番号 320-8540

所在地 宇都宮市旭1丁目1-5

TEL 028-632-8989

FAX 028-632-3040

栃木県国民健康保険団体連合会 介護福祉課介護サービス担当

郵便番号 320-0033  
所在地 宇都宮市本町3-9 栃木県本町合同ビル6階  
TEL 028-643-2220  
FAX 028-643-5411

9. その他

当施設についての詳細は、パンフレットを用意してありますので、ご請求ください。

令和6年6月

栃木県宇都宮市平出町413番地  
介護老人保健施設 宇都宮シルバーホーム  
訪問リハビリテーション  
TEL 028-660-8001

1割

利用料自己負担額料金表  
(介護予防)訪問リハビリテーション

令和6年6月改定  
(総額表示方式)

【介護報酬】

サービス内容	単位数	40分の場合	自己負担額
・介護予防訪問リハビリテーション(20分あたり)	298 単位/回	596 単位	616 円
・訪問リハビリテーション(20分あたり)	308 単位/回	616 単位	637 円
・サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	6 単位/回	12 単位	13 円

※1回の訪問あたり、40分を基本としています。

\* 上記の金額は下記の計算方法により算出しております。

総単位数×地域区分単価(10.33)－保険者負担分(90%)

\* 加算の有無によって、数字は変動します。

\* サービスの利用状況によって、合計額に差が生じます。

【実費】

・交通費 100円 通常の実施区域を超え1kmあたり

医療法人 北斗会 介護老人保健施設  
宇都宮シルバーホーム 訪問リハビリテーション

2割

利用料自己負担額料金表  
(介護予防)訪問リハビリテーション

令和6年6月改定  
(総額表示方式)

【介護報酬】

サービス内容	単位数	40分の場合	自己負担額
・介護予防訪問リハビリテーション(20分あたり)	298 単位/回	596 単位	1232 円
・訪問リハビリテーション(20分あたり)	308 単位/回	616 単位	1273 円
・サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	6 単位/回	12 単位	13 円

※1回の訪問あたり、40分を基本としています。

\* 上記の金額は下記の計算方法により算出しております。

総単位数×地域区分単価(10.33)－保険者負担分(80%)

\* 加算の有無によって、数字は変動します。

\* サービスの利用状況によって、合計額に差が生じます。

【実費】

・交通費 100円 通常の実施区域を超え1kmあたり

医療法人 北斗会 介護老人保健施設  
宇都宮シルバーホーム 訪問リハビリテーション

3割

利用料自己負担額料金表  
(介護予防)訪問リハビリテーション

令和6年6月改定  
(総額表示方式)

【介護報酬】

サービス内容	単位数	40分の場合	自己負担額
・介護予防訪問リハビリテーション(20分あたり)	298 単位/回	596 単位	1847 円
・訪問リハビリテーション(20分あたり)	308 単位/回	616 単位	1909 円
・サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	6 単位/回	12 単位	13 円

※1回の訪問あたり、40分を基本としています。

\* 上記の金額は下記の計算方法により算出しております。

総単位数×地域区分単価(10.33)－保険者負担分(70%)

\* 加算の有無によって、数字は変動します。

\* サービスの利用状況によって、合計額に差が生じます。

【実費】

・交通費 100円 通常の実施区域を超え1kmあたり

医療法人 北斗会 介護老人保健施設  
宇都宮シルバーホーム 訪問リハビリテーション